

○帯広市職員の退職管理に関する規則

平成28年 3 月 31 日

規則第25号

改正 平成29年 4 月 5 日規則第28号

平成30年 3 月 27 日規則第11号

令和 2 年 3 月 6 日規則第 5 号

令和 3 年 3 月 29 日規則第14号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の 2 及び第60条第 4 号から第 7 号まで並びに帯広市職員の退職管理に関する条例（平成29年条例第20号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 2 条 法第38条の 2 第 1 項の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前 5 年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第 3 条 法第38条の 2 第 1 項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の 2 第 1 項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の 2 第 1 項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(内部組織の長の職に準ずる職)

第 4 条 法第38条の 2 第 4 項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、帯広市職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成19年規則第35号）別表第 1 の 8 級の項に掲げる職（企業職員にあつては、当該職に準ずる職。内部組織の長の職を除く。）とする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第5条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職又は前条に定める職（以下「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第6条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第7条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第8条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第9条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が別に定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第10条 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等の承認申請書（別記様式1）に、次に掲げる事項を記載して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職

- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間（再就職者が内部組織の長等の職又は次条に定める職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第2項の特定地方独立行政法人をいう。）の役員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
- (10) その他参考となるべき事項
（部長又は課長に相当する職）

第11条 法第38条の2第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 帯広市職員給与条例（昭和28年条例第6号）の規定による管理職手当の支給を受ける職員が就いている職
- (2) 高等学校の校長
- (3) 高等学校の教頭
- (4) 小中学校の校長
- (5) 小中学校の教頭
- (6) 帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第25号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員が就いている職
- (7) 帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第40号）の規定による管理職手当の支給を受ける職員が就いている職
（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第12条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（法第60条の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第13条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

(法第60条の内部組織の長の職に準ずる職)

第14条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第4条に定めるものとする。

(法第60条の内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第15条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第5条に定めるものとする。

(法第60条の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第16条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

(法第60条第7号の部長又は課長に相当する職)

第17条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第11条に定めるものとする。

(法第60条第7号の部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第18条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第12条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第19条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、第11条に定める職とする。

(市長への再就職の届出を要しない場合)

第20条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合
(市長への届出)

第21条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、同条に規定する地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。以下同じ。）には、その地位に就いた日の翌日から起算して1か月以内に、再就職事項届出書（別記様式2）に従い市長に第3項で定める事項を届け出なければならない。

2 第1項の規定による届出をした者は、当該届出事項に変更があった場合は、同項の例により、その旨を市長に届け出なければならない。

3 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職日
- (4) 離職時の職
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先における地位
- (8) 再就職先の連絡先
- (9) 再就職先の業務内容

(再就職状況の公表)

第22条 市長は、条例第3条による届出があったもののうち、毎年4月1日時点の再就職状況について、7月末日までに、次項に掲げる事項を2年間公表するものとする。ただし、市長は、個人の生命、身体、財産その他の利益の保護の観点からやむを得ない事情があると認めた場合は、当該事項の全部又は一部を公表しないことができる。

2 前項の規定による再就職状況の公表事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 離職日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職日
- (5) 再就職先の名称
- (6) 再就職先における地位

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第15条の規定は、平成28年3月30日以前に退職した者については、適用しない。

附 則 (平成29年4月5日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日規則第11号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和２年３月６日規則第５号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月29日規則第14号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

別記様式 1（第 10 条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

帯広市長 様

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) () 氏 名	生年月日 (年齢) 年 月 日生 (歳)
勤務先 (営利企業等) の名称	勤務先における地位 (役職等)
連 絡 先 TEL (— —) FAX (— —)	
勤務先 (営利企業等) の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離 職 日 年 月 日		離職時の職	
離 職 前 5 年 間 (※) の 在 職 状 況 等	所 属 ・ 職	在職期間	職務内容
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	

※申請者が地方公務員法第 38 条の 2 第 4 項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	☐ 該当する	☐ 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	☐ 該当する	☐ 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏 名（ふりがな）		()
所属	職	
職務内容		

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

☐ 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が別に定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの
☐ その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの 職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
☐ 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

人事課記入欄	
受理番号	
処理結果区分	
☐ 承認	
☐ 不承認	
☐ 却下（承認を必要としない）	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日 年 月 日

別記様式2（第21条関係）

再就職事項届出書

年 月 日

帯広市長 様

帯広市職員の退職管理に関する規則第21条第2項及び第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出理由

☐ 再就職 ☐ 届出事項の変更 ☐ 再就職先の離職

2 基本事項

(ふりがな) () 氏 名	生年月日 (年齢) 年 月 日生 (歳)
離 職 日 年 月 日	離職時の職

3 再就職 (変更) 事項

再就職 (変更) 日 年 月 日	勤務先 (営利企業等) の名称
勤務先における地位 (役職等)	
連 絡 先 TEL (— —) FAX (— —)	
勤務先 (営利企業等) の業務内容	

4 離職事項

再就職先の離職日 年 月 日
